

令和7年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」

助成要項

社会福祉法人群馬県共同募金会

1 趣旨

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰が続くなか、食料品や光熱水費の値上がりに伴う経済的困窮や、周囲の人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合う事業や、さまざまな社会資源が連携・協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業が必要です。

そこで、群馬県共同募金会(以下「本会」という。)は、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に対して助成を行います。

なお、本助成は、中央共同募金会が行う同キャンペーンと連携して行うものです。

2 助成内容

(1) 申請者(助成対象となる支援団体)

群馬県内で活動する、社会福祉協議会、福祉施設、NPO・ボランティア団体等(法人格の有無は不問)で、次の条件を満たす法人・団体。

- ・団体としての活動実績が1年以上あること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力(※1)および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

(※1)反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

(2) 対象事業

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独・孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

(想定する事業例)

① 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業

- ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
- ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
- ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
- ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業

② 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業

- ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
- ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
- ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業

③ 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業

- ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
- ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
- ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

(3) 対象経費

当該事業実施にかかる直接経費を対象とします。

- ・消耗品・備品費(配付する食料品や日用品等)
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費
- ・事業にかかる人件費、謝金(人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、謝金対象者の当該事業における必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。)

※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

(4) 対象外経費

- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費(相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費は助成対象とします)
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る経費
- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアに対する謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間外の活動に関する経費
- ・その他当該事業の実施に必要と判断しかなる経費

(5) 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

(6) 助成額

1申請者あたり 50 万円を上限額とします。(助成総額は200万円の予定)

※申請状況及び助成財源状況によっては、追加募集を行います。

3 申請方法

所定の申請書及び必要書類を、令和7年11月21日(金)までに E メールで提出してください。

E メールアドレス:shinsei@akaihane-gunma.or.jp

4 助成決定及び助成金交付

所定の審査を経て、令和7年 12月2日(火)までに助成決定し、12月5日付で振込送金します。

5 事業実施及び精算

助成決定後、直ちに事業に着手してください。

助成対象期間終了後、令和8年4月末日までに所定の完了報告書を提出し、助成金に残金がある場合は返金してください。

助成決定した内容から変更が出てきた際は、ご相談ください。

6 助成決定後のお願い

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、『「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」の助成により活動しています。』と団体のホームページやSNS、チラシなどで今回の助成金での取り組みについて積極的に発信してください。

7 その他

(1) 申請多数の場合は、次の要件を優先して選定します。

- ・過去の生活困窮者支援等の実績を事業報告書や広報誌、web 等で確認でき、本助成の目的に沿った緊急性の高い事業を確実に実施しうると判断できる団体であること。
- ・本助成終了後も事業を継続する見込みがあるもの。

(2) 本要項に規定するほか、本助成に関し必要な事項については、中央共同募金会との協議を踏まえて本会会長が定めます。

8 お問い合わせ先

(福)群馬県共同募金会 TEL:027-255-6596 E-mail:shinsei@akaihane-gunma.or.jp